

宮城県公報

令和8年3月26日（木）
号外第13号

目次

告示

- 家畜伝染病の発生（家畜防疫対策室）
- 家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜等の移動等の禁止（同）

宮城県告示第 205 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 8 年 3 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 家畜伝染病の種類
高病原性鳥インフルエンザ
- 2 畜種
あひる
- 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
疑似患畜 約 9,000 羽
- 4 発生の場所又は区域
角田市
- 5 発生年月日
令和 8 年 3 月 26 日
- 6 疑似患畜の取扱い
法令殺

宮城県告示第 206 号

家畜伝染病まん延防止規則（昭和 43 年宮城県規則第 39 号）第 8 条第 1 項の規定により、高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、知事が指定する家畜、又はその死体若しくは家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動、移入及び移出の禁止区域を次のとおり指定するので、第 10 条の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定する家畜等
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、エミュー及び七面鳥
- 2 指定する家畜等の移動、移入及び移出の禁止区域
別図のとおり

(別図) 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域



内側の円に囲まれた地域：移動制限区域（半径 3 km）

外側の円に囲まれた地域：搬出制限区域（半径 10km）